

# I .九州産業保安監督部からの連絡事項について

**令和8年3月19日**  
**経済産業省**  
**九州産業保安監督部 保安課**

# I .九州産業保安監督部からの連絡事項について

## 目 次

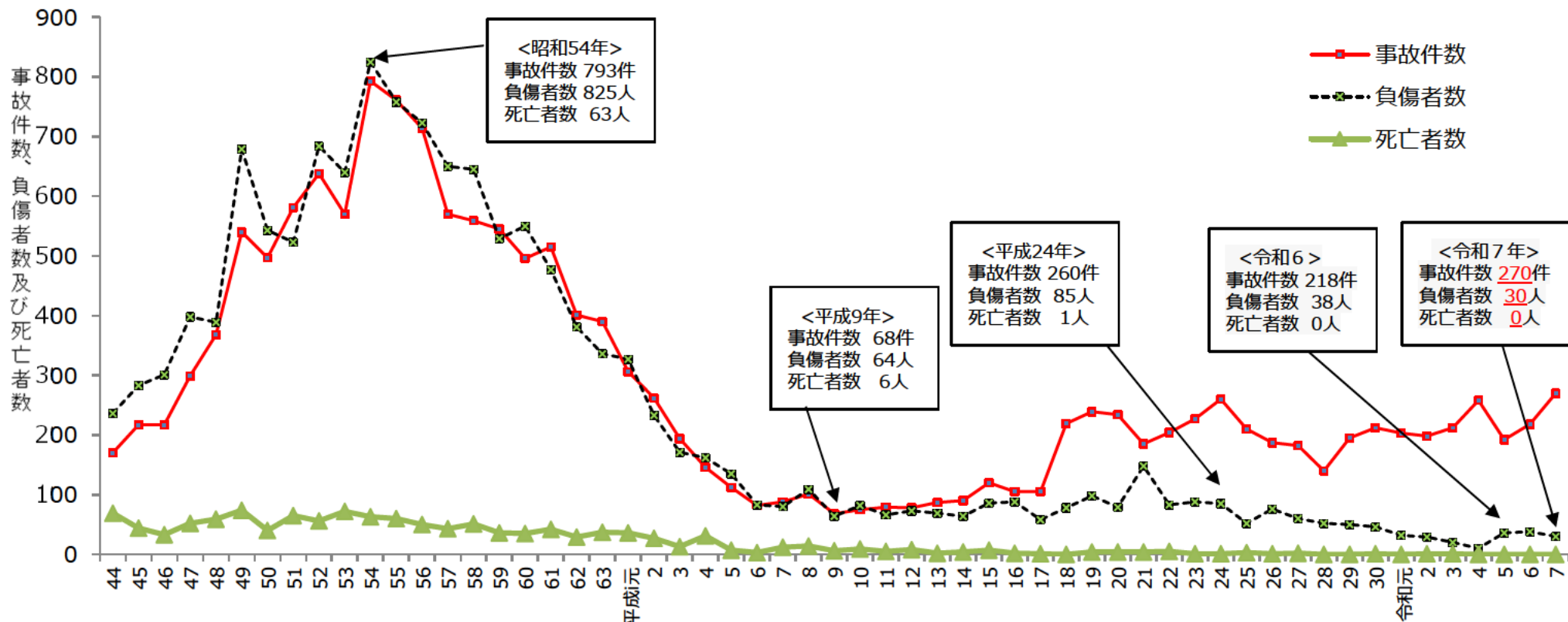
1. L P ガス事故の発生状況について	3
(1) 事故全体の状況について (全国)	4
(2) 九州における L P ガス事故について (令和 7 年)	6
(3) 九州における容器の盗難・喪失について (令和 7 年)	16
(4) L P ガス事故の報告の徹底	19
(5) L P ガス事故について (まとめ)	24
2. 法令遵守状況について	25
(1) 立入検査について	26
(2) 令和 7 年度の立入検査における確認事項	29
(3) 令和 7 年度の立入検査における気づき事項	30
(4) 令和 7 年度の立入検査について (まとめ)	31
3. 最近の法令改正等について	32
(1) ガス機器等の点検等を装った訪問者に対する注意喚起について	33
(2) 一酸化炭素中毒事故について	34
(3) 建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について	36
(4) 住宅塗装工事等における一酸化炭素中毒事故等の防止について	38
4. その他参考事項	39
・保安ネット利用のお願い	

# 1. LPガス事故の発生状況について

# (1) 事故全体の状況について (全国)

## ① LPガス年別事故件数・負傷者数の推移

- ◇事故件数は昭和54年の793件をピークに、マイコンメーター、ヒューズガス栓、ガス漏れ警報器等の普及により平成9年には68件まで大幅に減少したが、平成10年以降増加。
- ◇湯沸器の不正改造問題が発覚し立入検査の強化等により、平成18年には急激に増加。
- ◇令和7年については、
  - ・事故件数は前年の218件から52件増加し270件となった。※速報値 (今後変更の可能性あり)
  - ・負傷者数は30人 (前年は38人) ※B級以上の事故はなし
  - ・死亡者数は0人 (前年は、0人)



(注) 数値は、調査の進展により変わる可能性がある。液化石油ガス小委員会資料より引用。

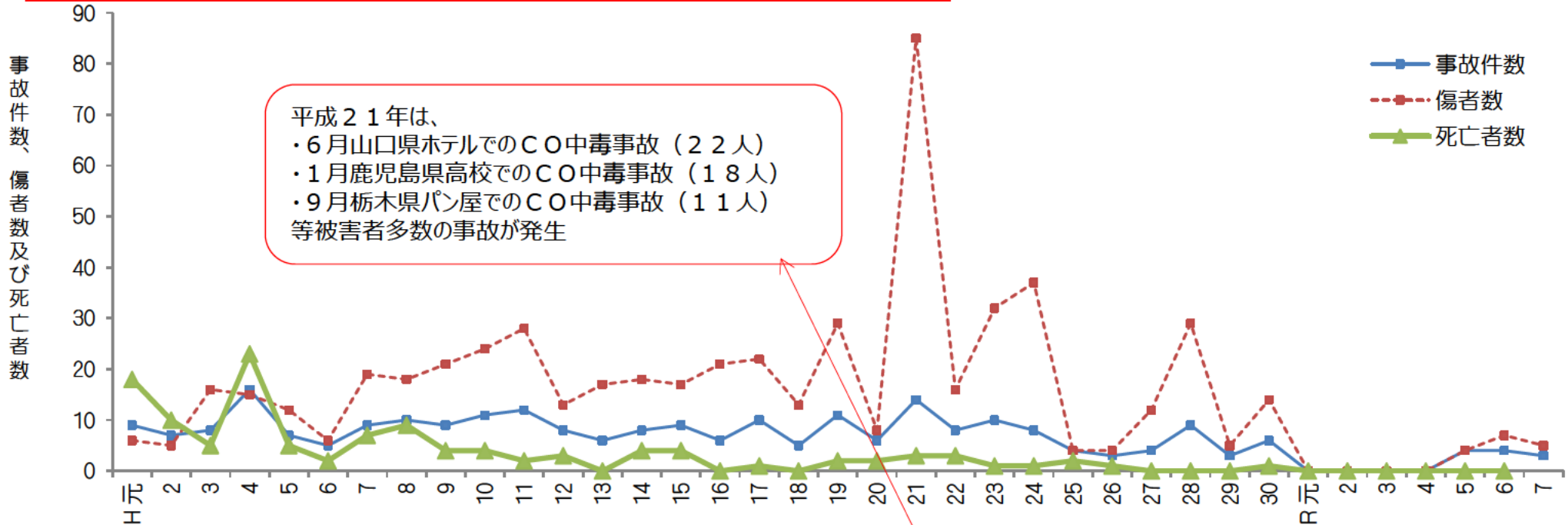
# (1) 事故全体の状況について (全国)

## ② CO中毒事故の推移 (酸欠は含んでいない)

◇ CO中毒事故の死傷者数は、平成21年に88人と昭和63年以降で最多。

◇ 令和7年はCO中毒と確定診断がされた事故は3件発生した。

九州内では2件発生し、4名の軽症者が発生した(液石法にかかるもののみ)。



年	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5	6	7	
項目	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5	6	7	
件数	9	7	8	16	7	5	9	10	9	11	12	8	6	8	9	6	10	5	11	6	14	8	10	8	4	3	4	9	3	6	0	0	0	0	0	4	4	3
うちB級事故	8	6	4	12	5	2	6	4	5	5	3	2	0	2	4	1	1	0	3	2	6	3	3	2	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
死者(人)	18	10	5	23	5	2	7	9	4	4	2	3	0	4	4	0	1	0	2	2	3	3	1	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
傷者(人)	6	5	16	15	12	6	19	18	21	24	28	13	17	18	17	21	22	13	29	8	85	16	32	37	4	4	12	29	5	14	0	0	0	0	0	4	7	5
うちB級事故	4	2	2	3	5	1	11	1	14	6	9	0	0	1	1	7	0	0	9	0	65	7	16	23	1	0	7	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
死傷者計(人)	24	15	21	38	17	8	26	27	25	28	30	16	17	22	21	21	23	13	31	10	88	19	33	38	6	5	12	29	5	15	0	0	0	0	4	7	5	

(注) 数値は、調査の進展により変わる可能性がある。液化石油ガス小委員会資料より引用。令和7年は暫定値。

# (1) 九州におけるLPガス事故について（令和7年） ※修正の可能有

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
1	1月19日	宮崎県日向市	県	漏えい爆発 [消費] 重傷1名 軽傷3名	飲食店にて開店前の準備中に、厨房内で爆発が発生した。ガスコンロ及び接続管は警察が持ち帰り検証中。事業者によると、末端ガス栓までの漏えいは確認されなかったとのこと。 【原因：不明】
2	2月1日	熊本県熊本市中央区	国	漏えい [供給]	共同住宅の入居者から「お湯が出ない」との連絡が販売所に入り、直後に集中監視システムによる漏れの検知の連絡があった。販売店が現場で確認したところ、調整器と配管の継ぎ手部分の緩みを確認した。ガスの推定漏えい量は100kg。 【原因：施工不十分】
3	2月23日	宮崎県宮崎市	国	漏えい爆発 [消費] 軽傷1名	出勤してきたうどん店従業員が業務用ガス機器（業務用テーブルコンロ）を使用しようとしたところ、異常着火が起り、当該従業員1名が熱傷を負った。何らかの原因でガスが漏えいし、引火して爆発に至ったと考えられるが原因は不明。 【原因：不明】
4	3月4日	熊本県熊本市東区	市	漏えい [供給]	共同住宅の入居者から「ガス臭がする」との連絡が販売店にあった。販売店社員が現場で埋設配管（PE管）に防草シート用固定ピンが貫通しているのを発見し、その部分からの漏えいを確認した。 【原因：他工事】
5	3月14日	宮崎県串間市	県	漏えい [供給]	販売店に、認定こども園の厨房で働く職員から「ボンベ設置場所付近で時々ガスのにおいがする」という連絡があった。販売店が現場で確認したところ、50kgボンベ1本の漏えいを確認した。高圧ホースの交換を実施した際、自動切替調整器に取り付けた高圧ホースの締め具合が不十分であったために、少しずつガスが漏れていたと考えられる。 【原因：容器交換時の作業ミス】

# (1) 九州におけるLPガス事故について（令和7年） ※修正の可能有

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
6	3月19日	鹿児島県 鹿児島市	県	漏えい [消費]	充てん作業者がバルクローリー置場である会社敷地内で終業時点検を行ったところ、ホースリール下部に設置しているガス漏れ警報器のレベル上昇（警報器が鳴動しないレベル）を確認した。保安担当社員が検知器等で調査した結果、気相側フレキホーススリーブ部よりガス漏れを確認した。車両の振動等を起因とする金属疲労。 【原因：振動による劣化と推定】
7	3月19日	熊本県 天草市	県	漏えい爆発 [消費] 軽傷1名	消費者がビルトインコンロのグリルに点火した際、漏えいしたガスに引火爆発し、顔面周辺に火傷を負った。当該消費者は救急搬送された病院で1度の火傷と診断された。 【原因：ビルトインコンロ設置時の取付ミス】
8	3月25日	福岡県 北九州市 門司区	国	漏えい [供給]	集合住宅の駐車場を工事業者が油圧ショベルで整地中、埋設供給管を破損し、ガスが漏えいした。 都市ガスからLPガスへ切り替わり、埋設部の都市ガスの供給管をそのまま使用していたが、供給管より枝分かれした埋設管が存在しており、今回の掘削工事で現れた配管を撤去するよう依頼を受けたガス会社が当該配管を未使用の不明管と判断し、配管を切断したこと。 【原因：他工事】
9	3月26日	福岡県 北九州市 小倉南区	県	CO中毒・酸欠 [消費] 軽症2名	町内会施設の厨房でカレーの仕込み行っていた者（A）が気分が悪くなり倒れた。厨房内にいた別の者（B）がこれに気づき救急車を呼び、Aは緊急搬送されBはこれに同行した。病院到着後、Bも「気分が悪い」と訴え、2名とも受診した結果、Aは1週間程度、Bは1日の入院が必要と診断された。 換気扇を稼働させていたが、エアコンを使用していたため厨房の扉及び窓は締め切っていた。 【原因：換気不良】
10	4月7日	熊本県 熊本市 西区	県	漏えい火災 [消費] 重傷1名	飲食店内で店員が調理中、漏えいしたLPガスに引火し火災となったもの。飲食店の隣人が「ドン」という物音で火災に気づき、通報と初期消火を行う。 点火棒とゴムホースの結合部に緩みがあり、その部分からガスが漏えいして、鉄板焼きコンロの火種で爆発したと考えられる。 【原因：維持管理不完全】

# (1) 九州におけるLPガス事故について（令和7年） ※修正の可能有

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
11	4月26日	福岡県筑後市	国	漏えい [供給]	ボンベ置き場に車両が追突してガスが漏洩していると連絡を受けた。到着時はガス臭は無く、ボンベバルブも閉栓された。漏検メータはBCPガス止で遮断。張力式高圧ホースは4本中3本が作動していた。また、調整器と一体型になっている中間コック（ユニオン締め）が事故の衝撃で破損していた。 【原因：車両の運転ミス】
12	4月28日	福岡県福岡市博多区	国	CO中毒・酸欠 [消費] 軽症1名	17時44分 店主よりLPガス機器使用時に息苦しい症状があると一報を受け、LPガス機器の使用中止と換気を依頼し出勤（18時00分） 18時38分 現場へ到着し厨房スタッフ2名（店主・奥様）のうち、店主に症状があったが回復している 【原因：換気不良】
13	5月3日	福岡県福岡市東区	市	漏えい火災 [消費] 軽傷1名	キッチンカー内でガス式石焼きいも機で調理中に、立ち消えが起きチャッカマンで点火した際、滞留していたLPガスに引火し、顔面部を熱傷したものの。 【原因：立ち消えが起き、滞留していたLPガスに引火したのも（推定）】
14	5月12日	福岡県福岡市東区	国	漏えい [供給]	解体工事を実施していた際、誤って供給設備配管を破損させ、LPガスが漏えいしたもの。なお、ガス販売店にはその時点で連絡があり、20分後に現地で応急処置を実施。 【原因：他工事（事前連絡無し）】
15	5月25日	福岡県田川市	県	漏えい火災 [消費]	2口ヒューズコックの使用していないコック側からガスが微小漏洩し、コンロ使用中に炎が上がり、家庭用消火器にて消火した。 【原因：消費者の使用方法の誤り（推定）】

# (1) 九州におけるLPガス事故について（令和7年） ※修正の可能有

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
16	6月10日	福岡県 福岡市 博多区	県	漏えい [供給]	戸建て住宅の供給設備よりLPガスが漏えいしたもの。 現場に急行したLPガス販売事業者が、ガス漏れ検知器で検知したところ、調整器の接続部（ユニオン部）からガスが漏えいしていることを確認。 自動切換式調整器のユニオン部へのパッキン入れ忘れによるもの。 【原因：バルブ等の開閉中ミス】
17	6月25日	福岡県 糟屋郡 新宮町	県	漏えい火災 [供給]	うどん店営業中に鋳物コンロを使用していたところ、露出配管腐食部より漏えいしたガスに着火。うどん店従業員による消火活動（消火器）により鎮火。 露出配管腐食部より漏えいしたガスに鋳物コンロの火が引火。 【原因：腐食劣化、維持管理不十分】
18	7月1日	大分県 中津市	国	漏えい [供給]	委託先保安機関が点検のため訪問した際、モレケンメーターにB表示があることを確認、販売店が現地訪問し、自記圧力計により漏えい検査を実施、ガス漏れを確認した。 【原因：埋設白ガス管からの漏えい（推定）】
19	8月2日	福岡県 福岡市 南区	県	漏えい [供給]	付近住民より「ガス臭がする」と消防に通報があり、調査したところ、漏えいが確認された。 6/23に容器交換を行った際、高圧ホースを落とし、ホース先端に砂が付着したが、綺麗に取り払えないまま調整器にホースを接続していたため、Oリング部分に付着した砂が原因でガスが漏えいしたと推定される。 【原因：容器交換時の作業ミス】
20	8月20日	福岡県 福岡市 東区	国	漏えい [供給]	バルク供給を行っている共同住宅敷地内に、戸建て住宅の建設中、誤ってLPガス配管を破損させ漏洩したもの。 共同住宅用のバルク貯槽から建設中の戸建て住宅へもLPガスを供給する予定であり、既に配管を敷設済みであった。 【原因：他工事】

# (1) 九州におけるLPガス事故について（令和7年） ※修正の可能有

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
21	8月21日	長崎県 佐世保市	国	漏えい [供給]	委託先保安機関より、定期点検訪問時にB表示及び漏えいを確認。 露出部及び子メーター以降の漏えいが確認できなかったため埋設からの漏えいと推定。 埋設配管を切り離し仮設供給にて漏えい改善。 【原因：地盤沈下による埋設管の損傷（推定）】
22	8月23日	宮崎県 宮崎市	県	漏えい [消費]	ガス給湯器の燃焼機用ホースが何らかの原因で破損し、漏洩したガスに引火して外壁、 給湯器及び屋根材等を焦損した。 販売事業者は損傷器具を取り外し、ガス給湯器を取り換え、漏洩試験を行い、漏えいが ないことを確認し作業を完了した。 【原因：不明】
23	8月26日	熊本県 玉名郡 長洲町	国	漏えい [供給]	空き家の外構工事中に業者が誤って重機によりガス埋設配管を損傷させたもの 【原因：他工事（事前に埋設配管の存在及び工事の際の立ち会い要請を不動産業 者へ伝えていたが、その情報が実際の作業を行う事業者まで共有されないまま、事前連 絡なく作業が進められたこと。）】
24	9月10日	福岡県 北九州市 小倉北区	国	漏えい [供給]	リフォーム作業中に床下のガス配管を破損させ、ガスが漏えいした。 なお、午後に販売事業者立ち会いの下、リフォーム作業を開始する予定であったが、リ フォーム業者が午前中に到着し、作業を開始していたもの。 【原因：他工事（業者が立ち会い前に作業を行ったこと）】
25	9月11日	佐賀県 鳥栖市	国	漏えい [供給]	他工事業者が防蟻工事において、薬剤注入のため建物周りをドリルで穴をあけていたとこ ろ、LPガス供給管理設部にドリルが接触したため、損傷箇所からガスが漏えい。 【原因：他工事】

# (1) 九州におけるLPガス事故について（令和7年） ※修正の可能有

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
26	9月18日	福岡県 飯塚市	県	漏えい爆発 [消費]	一般消費者がBF式風呂釜の点火中、爆発が起こり、風呂釜、浴槽を破損した。 口火点火操作時、点火不良が起こり、繰り返し点火を試み、機器内にガスが滞留した。 【原因：消費者の操作ミス】
27	10月3日	福岡県 京都郡 みやこ町	国	漏えい [供給]	建物解体工事中に、解体業者がガス閉栓中のバルク貯槽（縦型980kg）に重機を接触させ、安全弁が破損。ガスが噴出した。 【原因：他工事（解体業者の現場監督者と、バルク周辺で工事を行う際の注意点などを事前に打合せしていたが、現場監督者から解体作業員への周知ができていなかった）】
28	10月30日	熊本県 熊本市 東区	市	漏えい [供給]	小学校敷地内でスロープ造作工事中に、埋設配管に重機が接触し、ガスの匂いを認めため学校関係者から販売事業者へ漏えいの連絡があったもの。 【原因：他工事】
29	11月7日	長崎県 諫早市	国	漏えい火災 [消費]	高等学校の職員室（給湯室）の元止式瞬間湯沸器の取替え作業（ガス栓の取替え含む）において、ガスを停止し、残ガスを同室内に設置してあるテーブルコンロで燃焼処理をしていた。燃焼した状態で、当該湯沸器のガス栓を緩めたところ、漏えいしたガスにコンロの炎が引火し、火炎が上がった。すぐにガス栓を再度締め付け、火炎は自然鎮火した。 【原因：操作ミス（可とう管ガス栓の取替工事中に、コンロの失火確認が不十分なまま当該ガス栓を取り外してしまった事による）】
30	11月23日	熊本県 熊本市 西区	国	漏えい [供給]	共同住宅からLPガス遮断装置が作動した旨の移報を受信。 床下配管部にピンホール状の漏えい箇所を特定した。 【原因：不明（腐食等により自然発生したと推定）】

# (1) 九州におけるLPガス事故について（令和7年） ※修正の可能有

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
31	12月5日	福岡県 久留米市	県	漏えい [消費]	消防より建物内でのガス臭にて全部屋ガス止め対応していると事業者連絡あり。事業者担当者が現地確認（全部屋BR表示確認漏れ特定作業）したところ、ネジガス栓からの漏れを特定、ガス栓取替工事を行った。 【原因：接続不良】
32	12月7日	福岡県 筑紫野市	国	漏えい [供給]	近隣住民の方からガス臭いと119番通報。物件は直近まで閉栓中の部屋であった。 【原因：ガスメーター不良（メータガス栓が開状態であったが、原因不明）】
33	12月19日	鹿児島県 鹿児島市	国	漏えい [供給]	マイコンメーターの使用時間遮断あり、家主不在のため電気式自記圧力計により調査をしたところ、消費配管からの漏洩を確認した。 【原因：不明（漏洩箇所が特定できない）】

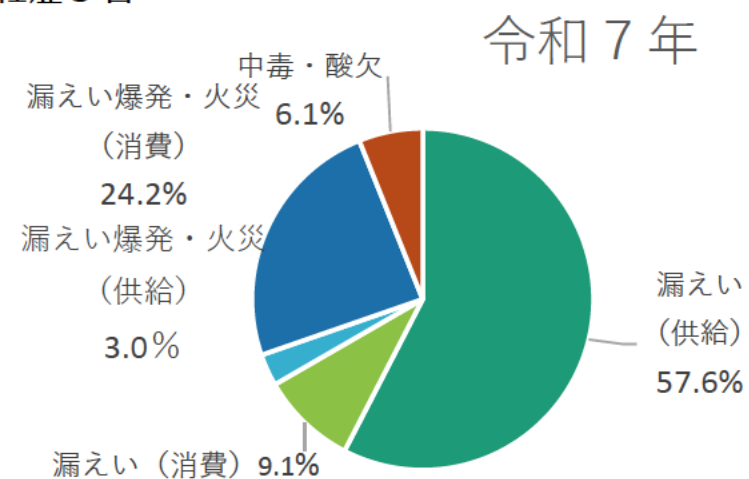
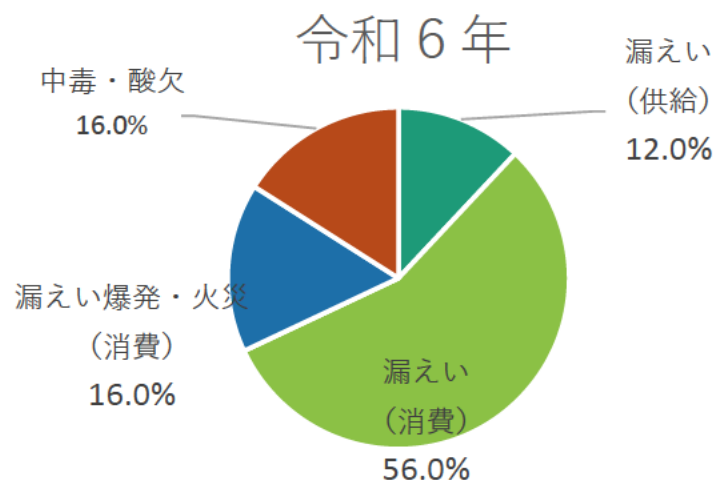
# (1) 九州におけるLPガス事故について (令和7年) ※修正の可能有

## 現象別の発生状況

※数値は暫定値

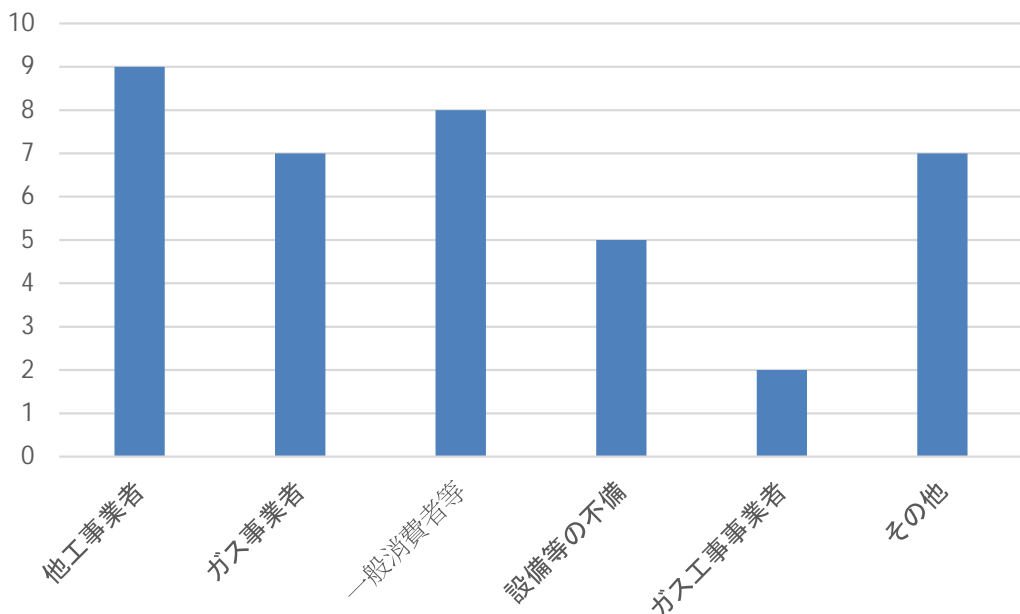
	漏えい		漏えい爆発・火災		中毒・酸欠		合計			
R7	22	66.7%	9	27.3%	2	6.1%	33			
R6	17	68.0%	4	16.0%	4	16.0%	25			
R5	19	76.0%	6	24.0%	0	0.0%	25			
R4	17	81.0%	4	19.0%	0	0.0%	21			
R3	22	95.7%	1	4.3%	0	0.0%	23			
	供給段階		消費段階		供給段階		消費段階			
R7	19	57.6%	3	9.1%	1	3.0%	8	24.2%	2	6.1%
R6	3	12.0%	14	56.0%	0	0.0%	4	16.0%	4	16.0%
R5	9	36.0%	10	40.0%	0	0.0%	6	24.0%	0	0.0%
R4	10	47.6%	7	33.3%	0	0.0%	2	9.5%	0	0.0%
R3	14	60.9%	8	34.8%	0	0.0%	1	4.3%	0	0.0%

- 事故件数は、33件、令和3年以降、最も多い数
- 人災の発生は重傷2名、軽傷6名、CO中毒(疑い含む)軽症3名



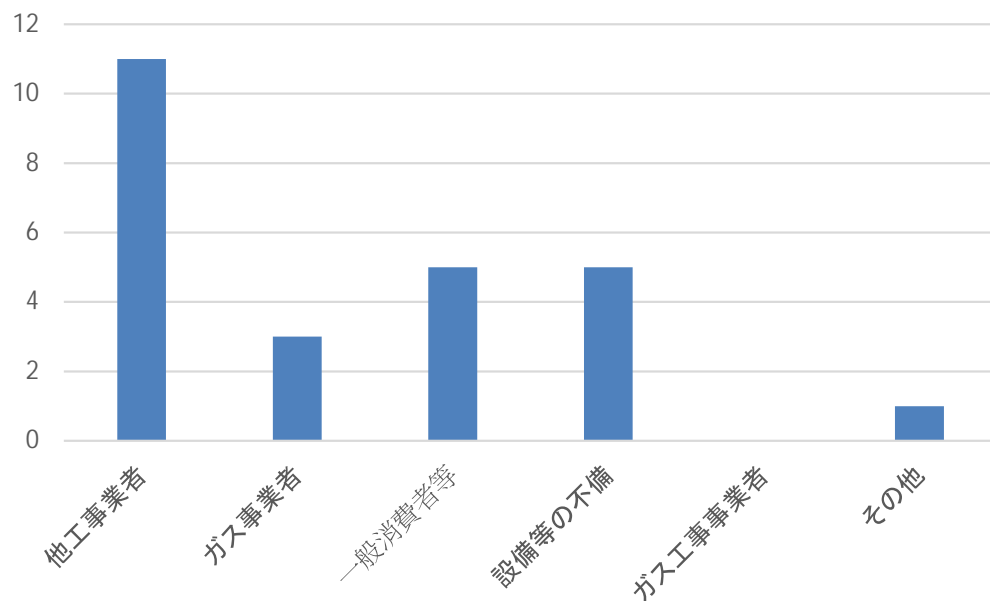
# 原因者等別事故の発生状況

令和7年：事故原因（責任所在別）件数



- 他工事業者に起因する事故が変わらず多く発生。
- 作業ミスや配管等の腐食などが相変わらず発生している。
- 消費者原因の事故が倍増  
→消費者への注意喚起が必要  
(機器の取扱、機器使用時の換気など)
- その他：原因不明

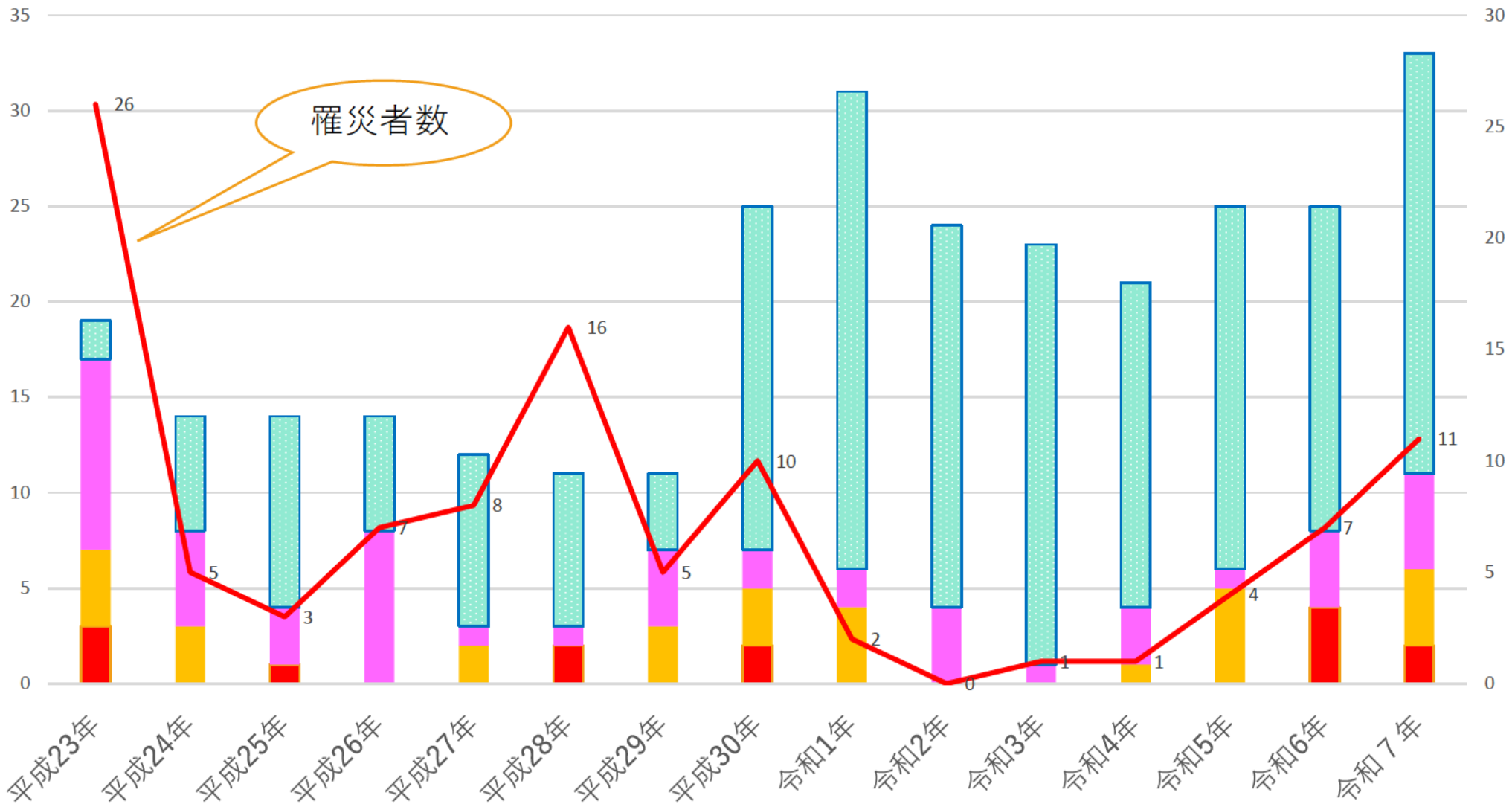
令和6年：事故原因（責任所在別）件数



- 他工事業者に起因する事故が多く発生。
- 作業ミスや配管等の腐食など、あってはならない、かつ絶対に防ぎたい事故は相変わらず発生している。
- 消費者原因の事故が増加  
→消費者への注意喚起が必要  
(機器の取扱、機器使用時の換気など)
- その他：いたずらと思われるが原因不明

# 最近の九州のLP事故の発生状況

事象別事故（平成23年から令和7年）



- CO中毒・酸欠
- 漏えい・爆発（爆発に至った火災含む）
- 漏えい・火災
- 漏えい

### (3) 九州における容器の盗難・喪失について (令和7年)

※修正の可能有  
※自然災害による喪失除く

No.	覚知日	発生地域	盗難・喪失	災害・事故の概要
1	1月11日	福岡県 遠賀郡 岡垣町	盗難	公民館へのガス検針に行った販売店従業員が、容器がないことに気づいた。付近の住人に聞き取りを行ったが誰も知らないとのことであったため、警察へ通報した。
2	4月16日	熊本県 菊池郡 大津町	盗難	前所有者が転居して空き家となっており、閉栓後、供給設備及び容器の撤去はしていなかった。当該家屋を購入した顧客の撤去依頼により、販売事業者が配送委託事業者に容器等の改修を依頼し、配送事業者がガスメータ、調整器、供給管の撤去を行った。その時点で既に容器が確認できず周囲を搜索するも、発見できなかった。なお、残ガス容量83%であった。
3	5月19日	大分県 大分市	盗難	2本設置していた20Kgボンベが1本なくなっていた。直ちに残された設備及びボンベを点検し安全を確認。再発防止に50Kgボンベ1本立てに変更。
4	6月26日	福岡県 田川市	盗難	空家物件に設置していた50kg×2本ボンベの内1本が同市内の資材置場に放置されていた。近所住人により連絡があり確認した所、盗難されていた事が確認出来たので警察にガスボンベ盗難の通報。

- 発生件数は令和7年は9件と令和6年と比較して半減  
(令和6年は、16件発生、令和5年は、12件発生)
- 相変わらず人が常駐していない場所からの盗難が多い
- 盗難の目的は？  
中の残ガス？ 容器（金属）？

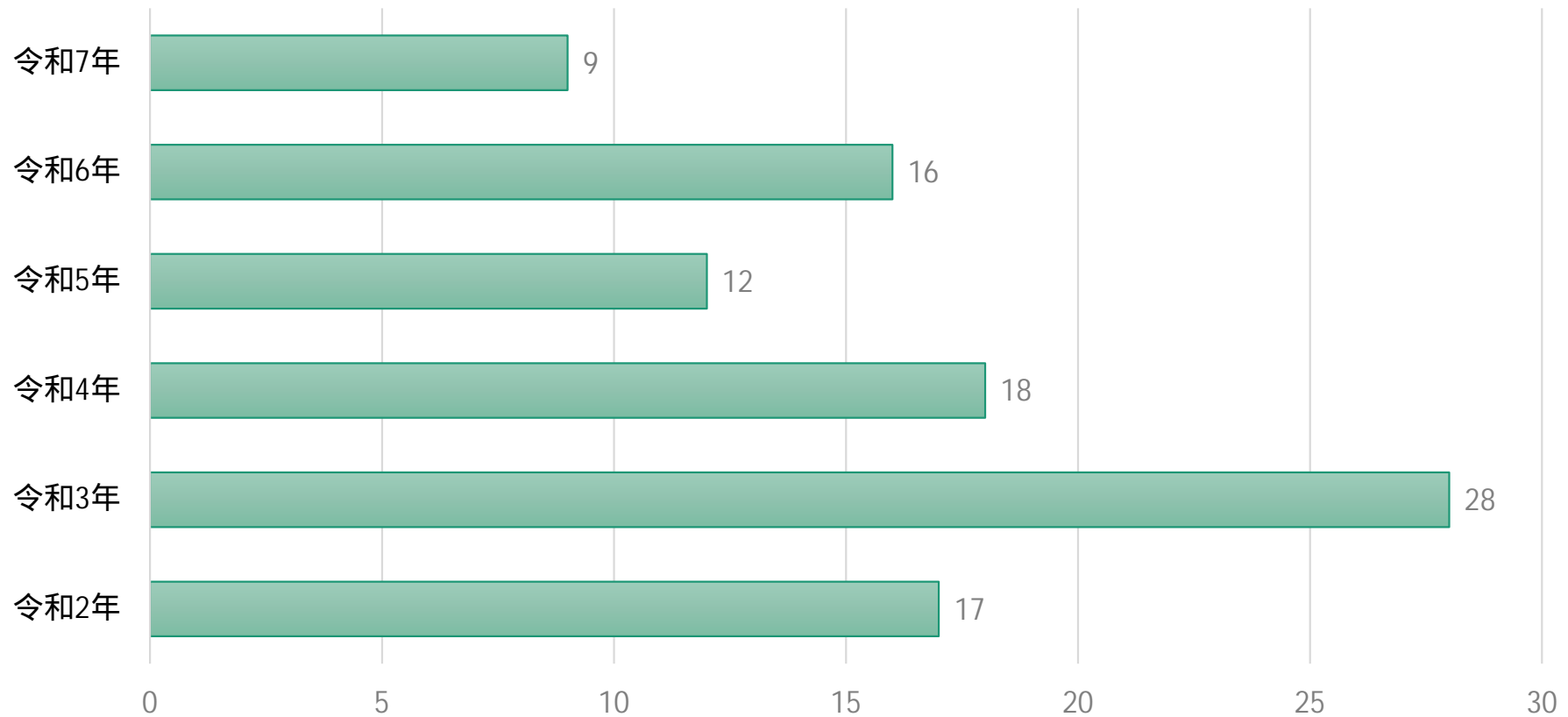
### (3) 九州の容器の盗難・喪失について（令和7年） ※修正の可能有

※自然災害による喪失除く

No.	覚知日	発生地域	盗難・喪失	災害・事故の概要
5	6月30日	福岡県 飯塚市	盗難	配送委託業者により容器交換のため消費者宅へ訪問した際にLPガス容器が設置されていない事に気付いた。配送委託業者から販売店へ連絡、盗難事故発覚。 消費者より「2025年2月頃より容器がないことには気付いていた。販売店が撤去したと思っていた。」との証言。7/3被害届提出。
6	7月23日	鹿児島県 鹿児島市	盗難	空き家であったが、ガスの残存のを依頼され、ボンベを残していたが、7 / 2 3、容器交換の際に紛失を覚知した。
7	8月7日	熊本県 八代市	盗難	普段は空き家状態だが、8月8日に帰省するとのことで、前日にボンベ交換及び開栓に行ったところ10kgボンベ1本の喪失を発見。7月検針の際はボンベを確認している。
8	8月29日	福岡県 宮若市	盗難	空き家にボンベ配送業者がボンベ交換に行った所20kgボンベ2本が調整器ごと外されて盗難にあっていた。空き家は閉栓中だった。
9	10月21日	福岡県 北九州市 若松区	盗難	ボンベ交換に行ったところ、1本が紛失していた。ない、2か月間使用実績が無かった。

### (3)九州の容器の盗難・喪失について（令和7年）

#### 盗難・喪失（自然災害除く）



- ・令和7年の自然災害による容器の喪失は0件
- ・発生箇所（都市部、農村部など）に目立った偏りは見られない
- ・空き家等人が常駐しない建物からの盗難事案が半数、供給中の物件からの盗難も発生

### 事故報告は遅滞なく、事故発生箇所の県へ！

■漏えいなどの事故（特定消費機器に関する事故以外）は、**発生場所を所管する県・指定都市**に連絡してください。

**※事故報告の遅延が認められます。これとは迷う場合はすぐ連絡！！**

注意：漏えいは、基本事故と考えて対応をお願いします。

一部除外できるものは以下のとおり

- ◎ **接合部**等からの微量の漏えい（いわゆるカニ泡程度）
- ◎ 自殺、故意、いたずら（はっきりとするまでは事故扱い）
- ◎ 自然災害（設備の不備を除く）

※報告遅延案件例

- ・配管（接合部ではない箇所）からの漏えい
- ・調整器不具合での漏えい
- ・いたずらの可能性が高い（と思われる）漏えい

★怪しげ、迷う場合は、事故として対応してください。はっきりとした段階で事故案件から除外します。

※ガス事業法と事故対応が異なります。

**漏えいはガス事業法では事故年報扱いですが、液石法では速報！間違えないように！**

## (4) LPガス事故の報告の徹底

### (参考) 適用条文

#### 高圧ガス保安法第63条 (事故届)

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

- ・その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
- ・その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

#### 液化石油ガス保安規則第九十六条 (事故届)

法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長に事故を届け出ようとする者は、様式第五十七の事故届書（特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十七の二の事故届書）を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事（当該場所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該発生した事故に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該場所を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

#### 液化石油ガス保安規則第九十三条の二 (報告の徴収)

法第六十一条第一項の規定により、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者は、同法第二条第五項に規定する消費設備（ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。）について次に掲げるいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

- 一 特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
- 二 特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故

# (参考 1) 「特定消費設備」とは、どんな設備？

(別表 2)

「液化石油ガス保安規則第 9 3 条の 2、第 9 6 条（特定消費設備に係る事故に限る。）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 1 3 1 条第 2 項の運用について」  
 (20230324保局第1号)

記の 1

(2) 液石則第 9 3 条の 2 及び第 9 6 条に規定する事故報告及び事故届に係る特定消費設備の機種について

事故報告及び事故届に係る特定消費設備の機種については、別表 2 の中から選択すること。

→「特定消費設備」は右の別表 2 の機種が該当します。

※特監法の「特定ガス消費機器」とは異なるので注意！

特定消費設備の名称及び機種

名 称	機 種	
燃焼器具	瞬間湯沸器	その他湯沸器
	ガストーブ	風呂釜
	家庭用こんろ	家庭用オープン
	家庭用炊飯器	その他家庭用
	業務用こんろ	業務用オープン
	業務用レンジ	業務用フライヤー
	業務用炊飯器	業務用グリドル
	業務用酒かん器	業務用おでん鍋
	業務用蒸し器	業務用焼き物器
	業務用食器消毒保管庫	業務用煮沸消毒器
	業務用湯せん器	業務用めんゆで器
	業務用煮炊釜	業務用中華レンジ
	業務用食器洗浄機	業務用その他
硬質管	金属管	金属フレキシブルホース
低圧ホース	液化石油ガス用継手金具付低圧ホース	低圧ホース (その他)
ゴム管等	ゴム管 (両端迅速継手あり)	ゴム管 (その他)
	塩化ビニルホース (両端迅速継手あり)	塩化ビニルホース (両端ゴム継手付)
末端ガス栓	ガス栓 (ホースエンド)	ガス栓 (迅速継手)
	ガス栓 (フレキガス栓)	ガス栓 (その他)
その他	その他	

「瞬間湯沸器」、「その他湯沸器」、「ガストーブ」又は「風呂釜」の場合は、給排気方式として、「開放式」、「自然排気式」、「強制排気式」、「バランス外壁式」、「バランスチャンバ式」、「バランスダクト式」、「強制給排気式」又は「屋外式」の別を記入すること。

「その他家庭用」、「業務用その他」、「ガス栓 (その他)」又は「その他」の場合は、具体的に名称を記入すること。

ガス栓には、過流出安全機構及び検査孔の有無を併記すること。その他、過流出安全機構を内蔵していないガス栓の場合、接続具として安全アダプター (外挿式に限る。) の有無を併記すること。

## (参考2) 液化石油ガス法に係る事故の定義等 (液化石油ガス事故対応要領)

### (1) LPガス事故

液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる貯蔵施設、充てん設備（供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）、一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、次の各号の一に該当するもの（以下「LPガス事故」という。）をいう。

#### ① 漏えい

液化石油ガス（以下「LPガス」という。）が漏えいしたものの。（火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。）ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。

#### ② 漏えい爆発

LPガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの。

イ. 漏えい爆発（漏えいしたガスによる爆発のみの場合）

ロ. 漏えい爆発・火災（漏えいしたガスによる爆発後火災の場合）

#### ③ 漏えい火災

LPガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。）

#### ④ 中毒・酸欠

LPガス消費設備の不完全燃焼又はLPガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

## (参考2) 液化石油ガス法に係る事故の定義等 (液化石油ガス事故対応要領)

### (2) 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難

次の各号の一に掲げるものに限る。

- ① 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。
- ② 消費設備 (移動中のものを除く。)
- ③ 貯蔵施設に貯蔵してあるもの。

### (3) その他の事故

次の各号の一に掲げるものは、L P ガス事故には該当しない。 (※ (2) は除く)

- ① 自殺、故意、いたずら等が原因による事故。
- ② 自然災害による事故。(事故原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策 (雪囲い、保護板の設置等) の不備等、保安対策が不十分であると認められる場合を除く。)  
例) 地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。  
例) 洪水・土砂崩れ等による設備の破損等の事故。
- ③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器等に係る事故。
- ④ L P ガスの漏えいがない状態で、L P ガス燃焼器具 (これらに付帯するものを含む。) が過熱し、又は故障したもの及び燃焼器具の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災等。
- ⑤ その他上記 (1) に掲げる L P ガス事故に該当しない事故。  
例) 自動車の飛び込みによる事故。

## (5) LPガス事故について（まとめ）

---

### ○事故全体の状況について（全国）

令和7年の事故件数は270件と平成元年（306件）以降最多。

負傷者数は令和6年から減少したが、下げ止まり。

CO中毒事故は令和6年より減少したものの、令和7年は、全国で3件発生、九州ではうち2件発生。

### ○九州のLPガス事故について（令和7年）

作業ミスによる事故は相変わらず発生しています。気を引き締めましょう。

他工事や消費者起因の事故も増えています。注意喚起の徹底を。

### ○九州の容器の盗難・喪失について（令和7年）

空き家となった物件からは早めに回収しましょう。

気がついたら消費者宅が解体されている事案も増えています。

こまめな状況把握に努めましょう。

### ○LPガス事故の報告の徹底

時間が経過して報告されたもの、発覚したのがあります。

ささいなものであっても、すぐに報告をお願いします。

事故かどうか悩む場合は、迷わず連絡を！

## 2. 法令遵守状況について

# (1) 立入検査について

## 立入検査までの流れ

規  
範

1. 立入検査実施要領（内規）に基づき実施。
2. 当該年度の立入検査計画の策定（年度初に策定）。  
※立入検査先の選定方針は、
  - ①これまでに行政処分等を受けた事業者
  - ②これまで立入検査が未実施の事業者、前回実施から相当期間を経過している事業者
  - ③**事故等新たに問題が発生した事業者** 等について重点的に実施。

検  
査  
前  
・  
検  
査  
時

3. 事業者へ立入検査実施の旨の通報。  
※3日前までに連絡が基本。事前連絡なしの場合もあります。
4. 帳簿・契約書等の確認。場合によっては消費者先での現場確認。

検  
査  
後

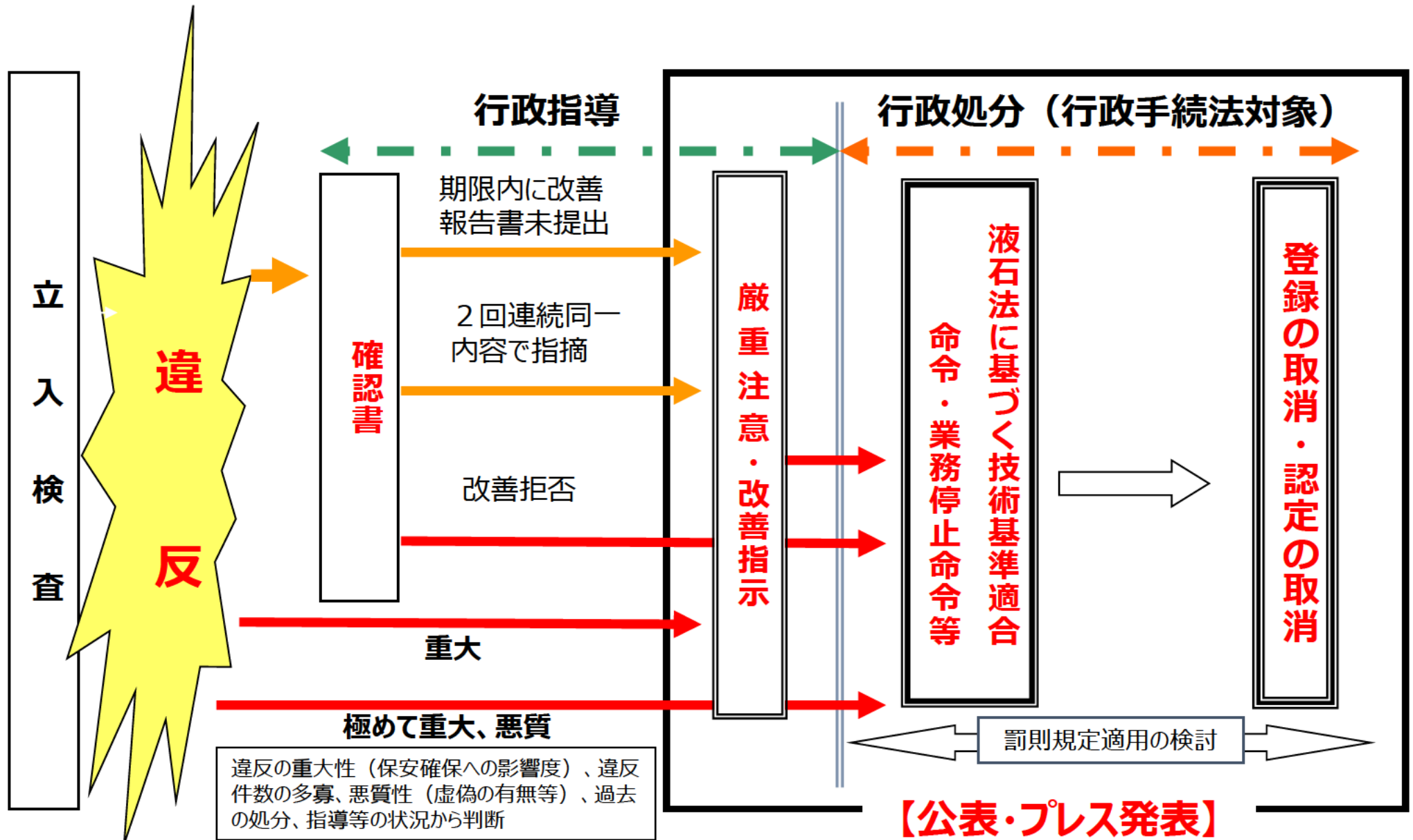
5. 法令違反が認められた場合、その違反実態に応じて厳格に対応。
6. 違反等の内容をHPに公表。必要に応じプレスに公表。

## 最近における九州産業保安監督部の立入検査状況

・令和3年度	10件	(確認書交付 3件)
・令和4年度	14件	(確認書交付 7件)
・令和5年度	16件	(確認書交付 4件)
・令和6年度	16件	(確認書交付 3件)
・令和7年度	13件	(確認書交付 3件)

# 立入検査に係る処分等の流れの例示

(本例示はあくまで目安であり、実際の処分等は規定等に基づき違反実態に応じて決定)



## 立入検査の重点事項（令和7年度）

- 立入検査においては、昨年度、実施した立入検査での指導内容の実績及びL Pガス事故の特徴を踏まえ、次に掲げる事項を重点的に確認する。

### <保安業務に関する事項>

- ① 保安業務に係る委託業務の内容
- ② 保安業務の実施状況（業務主任者の職務の実施状況を含む）
- ③ 緊急時対応の体制
- ④ 他工事対策等の周知状況
- ⑤ 燃焼器等の消費設備調査の実施状況

### <販売事業に関する事項>

- ⑥ 保安機関の連絡先の通知状況に関する確認
- ⑦ L Pガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況
- ⑧ 貯蔵施設、供給設備等に係る基準適合義務等の遵守状況
- ⑨ 容器等の流出防止措置の対応状況
- ⑩ 販売の方法の基準の適合状況
- ⑪ CO中毒事故防止に係る取組状況

## (2) 令和7年度の立入検査における確認事項 (確認書を交付し、改善報告を指示)

- 貯蔵施設の温度計未設置 (温度確認不可)  
(法第16条の2第1項 規則第18条第1号八)
- 周知文書 (英語版) の緊急連絡先不記載  
(法第27条第3号 規則第27条第5号)
- 保安業務委託先との契約解除に伴う変更届未提出  
(法第8条、第3条第2項第4号 規則第9条第1項)
- バルク貯槽安全弁期限超過  
(法第16条の2第1項 規則第19条第3号八(1))
- バルク貯槽2年毎点検未実施  
(法第27条第1項第1号、第34条第1項 規則第36条)
- 一般消費者等の数が認可超過  
(法第33条第1項 規則第35条)
- 漏えい事故未届  
(高圧法第63条第1項 LP則第96条)
- 期消費機器調査における燃焼圧力又は調整圧力の測定
- 緊急時連絡について、規定との整合性

令和7年度は嚴重注意、改善指示に至る指摘事項はあまりありませんでした。  
引き続き法令を遵守し、保安意識の向上に努めてください。

### (3) 令和7年度の立入検査における気づき事項 (口頭指示、気になったことなど)

○業務委託契約について、覚書、社名・所在地等の変更が一緒管理されていない。

**(検査官の視点) 覚書によって委託する業務を定めていたり、社名・所在地の変更の場合は、変更届出が必要となる場合もある。**

○漏えい事故の報告が行われていない。

**(検査官の視点) 今年度、過去に遡っての報告が10件発生している。微少漏えいを全て報告対象外と誤認している。正しく認識する必要がある。**  
**結果として対象外であっても良いので、先ずは一報を。**

## (4) 令和7年度の立入検査のまとめ

---

### ○令和7年度の立入検査における確認事項

- ・確認書交付対象の事業者は減っています。
- ・嚴重注意事案ありませんでした。
- ・引き続き保安意識の向上に努めてください。

### ○令和7年度の立入検査における気づき事項

- ・業務のデジタル化が進む一方、契約書等の紙媒体の管理が疎かになっている印象があります。双方が混在する時期とはおもいますが、しっかり管理をお願いします。

法は規制するだけでなく、身を守るものです。

なぜ法があるのか、法の内容が何を意味しているのか、常に考えながら業務にあたってください。

### 3. 最近の法令改正等について

# (1) ガス機器等の点検等を装った訪問者に対する注意喚起について

2024年12月5日

経済産業省

経済産業省

20241205保局第2号

令和6年12月5日

近時、凶悪・悪質な犯罪が多発する等社会問題となっており、ガス点検等（ガス漏れ及びガス機器等の点検、ガスメーターの交換、ガス給湯器の交換、ガス警報器の取付け等）を装った訪問者が、玄関ドアを開けさせ、住宅の中に入り、現金等を奪う事案が全国で発生しております。

この状況を踏まえ、経済産業省 産業保安・安全グループ ガス安全室では、需要家（一般消費者）の被害防止の観点から、関係団体に対して注意喚起・要請を行いましたので、その旨、お知らせします。

また、需要家（一般消費者）の皆様におかれましては、以下の防犯対策等を実施し、被害に合わないようご注意ください。

- ・事前に予定されていない訪問等、不審に感じる点がある場合は、制服のロゴ等を確認するとともに身分証等の提示を求める。
- ・ガス消費機器等に関する周知・調査等の訪問目的を確認し、はっきりとした答えがない場合や不安な場合には契約しているガス会社・販売事業者にお問い合わせる。
- ・「〇〇消費者センター」、「〇〇協会」等、公的機関に似た名称を名乗る業者もいるため、知らない社名等には注意する。不安な場合には契約しているガス会社・販売事業者にお問い合わせる。

※(一社)日本ガス協会、(一社)日本コミュニティーガス協会、(一社)全国LPガス協会、日本液化石油ガス協議会に対して協力依頼を发出

詳細は経済産業省ホームページでご確認ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2024/12/20241205-01.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/12/20241205-01.html)

一般社団法人日本ガス協会 会長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ ガス安全室長

ガス機器等の点検等を装った訪問者に対する注意喚起について（依頼）

近時、強盗、詐欺、殺人、傷害等の事件が多発する等社会問題となっており、ガス点検等（ガス漏れ及びガス機器等の点検、ガスメーターの交換、ガス給湯器の交換、ガス警報器の取付け等）を装った訪問者が、玄関ドアを開けさせ、住宅の中に入り、現金等を奪う事案が全国で発生しております。

既に都道府県警察本部を始めとした公的機関等から注意喚起が行われており、また、貴協会及びガス事業者（協会員）においても注意喚起に取り組まれておりますが、昨今の状況を踏まえ、また、ガス点検業務を円滑に実施し、ガスに関する安全確保を図るべく、ガス事業者（協会員）各位に対して、改めて以下のような需要家への訪問に際しての取組の実施を促す等、需要家の被害防止に万全を期していただくようお願いいたします。

(需要家への訪問に際しての取組)

- ・ ガス機器等の点検・調査等に当たって、訪問者は社名、ロゴ等が入った制服等を着用する。また、身分証等を携帯し、需要家の要請に応じ提示する。
- ・ 定期保安点検（法で定められたガス漏れやガス機器の点検・調査）は、事前にチラシ等にて訪問予定をお知らせする。
- ・ 需要家に対しては、以下の点を重点的に周知する。
  - 事前に予定されていない訪問等、不審に感じる点がある場合は、制服のロゴ等を確認するとともに身分証等の提示を求める。
  - ガス機器等の点検・調査等の訪問目的を確認し、はっきりとした答えがない場合や不安な場合には契約しているガス会社にお問い合わせる。
  - 「〇〇消費者センター」、「〇〇協会」等、公的機関に似た名称を名乗る業者もいるため、知らない社名等には注意する。不安な場合には契約しているガス会社にお問い合わせる。

(参考) 警視庁 HP:「事業者等を装った訪問者に注意」

[https://www.keisichou.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/higai/akisu/visitor\\_the01.html](https://www.keisichou.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/higai/akisu/visitor_the01.html)

# (2) 一酸化炭素中毒事故について

飲食店事業者の不適切な使用等に起因する事故が毎年発生しています。  
 お店の方だけでなくお客様にも被害が出るケースがあります

## ⚠ CO(一酸化炭素)中毒にご注意 ⚠

無色・無臭なので、とても気づきにくい。毒性は強力、少量でも危険です。

### 1 換気忘れにご注意を!

給気口が荷物などで塞がっていないか、確認してください。給気不足だと不完全燃焼を起こし、CO中毒の原因となります。特に業務用の厨房はガスの使用量が多く、長時間使用するため、十分な換気が必要です。



### 2 換気の確認とレンジフードのお手入れ!

ガス機器を使うときや使用中は、換気扇や排気ファンが稼働していることを必ず確認してください。換気設備・排気設備・ガス機器の給気口などに油汚れやホコリが詰まっていますか? 給気不足により不完全燃焼が起こり、COが発生する場合があります。



## ガスを安全に使用する 4つのポイント

### 3 万一に備え「業務用換気警報器」の設置

COは極めて毒性が強くて無臭無味です。気づかぬうちにCO中毒になると身体が動かなくなり死に至ることもあります。業務用換気警報器はCOを感知して、ランプと音でお知らせします。



### 4 ガス機器の異常を感じたらすぐ連絡!

ガス機器の炎が安定しない・炎の色が赤い・においがするなどの異常を感じたときは、すぐにガスの使用をやめて「緊急時連絡先」にすぐ連絡してください。ガス機器は日頃からお手入れをしましょう。



## セルフチェックシート

CHECK

### ○ ガスを使用する前に確認!

- 換気扇の作動を確認しましたか?
- 厨房への給気口を荷物等で塞いでいないか確認しましたか?
- ガス機器への給気も必要!  
油汚れやホコリ等の詰まりがないか確認しましたか?
- 排気設備が正常に作動しているか確認しましたか?
- 警報器は正常に作動していますか?

### ○ ガス使用中も注意が必要!

- 換気(給気と排気)の確保ができていますか?
- 炎が立ち消えしていませんか?
- 青い炎の色で燃えていますか?  
(黄色または赤色の炎は不完全燃焼を起こしている可能性があり、CO中毒事故につながる可能性があります)
- フライヤーや麺ゆで器等をお使いの際に空焚きをしていませんか?

## こんな時どうする?

### ① ガス臭い時

- ・火気燃焼
- ・換気設備、電灯等には触れないでください
- ・ガス検を

### ② 気分が悪い時

- ・CO(一酸化炭素)中毒の恐れ
- ・ガス機器の使用を中止
- ・十分な換気

### ③ 地震が起こった時

- ・ガス検を
- ・ガス臭い! 窓を全開に!

### 異常を感じたら コチラへ連絡を

電話番号等をご記入ください

● 販売店

● 緊急時連絡先

スマホで  
チェック!



※緊急時連絡先はあらかじめ必ずご入力ください。

## (2) 一酸化炭素中毒事故について

### 監督部からの注意喚起 … ホームページに掲載、X (@hoan\_kyushu) に投稿

令和6年6月7日

業務用LPガス消費機器を  
ご使用のみなさまへ

経済産業省九州産業保安監督部 保安課

業務用厨房施設等における一酸化炭素(CO)中毒事故の防止について  
(注意喚起)

九州産業保安監督部管内において、令和6年5月、液化石油ガス(以下「LPガス」という。)にかかるとの2件の一酸化炭素(以下「CO」という。)中毒事故が発生しました。

2件とも厨房施設で発生し、1件は換気不足、1件は給気フィルターの目詰まりが原因と考えられています。いずれも消費設備が不完全燃焼を起こし、COが発生したと推定されます。

当部管内でのLPガスにかかるとのCO中毒事故は平成30年7月を最後に5年9か月の間発生していませんでしたが、この1ヶ月の間に2件発生していますので、類似事故を防止するため、業務用LPガス消費機器をご使用のみなさまにおかれましては、下記事項にご注意のうえ、LPガスの消費設備(以下「ガス機器」という。)を使用していただきますようお願いいたします。

記

#### 1. 換気忘れにご注意を！

給気口が荷物などで塞がっていないか、確認してください。

給気不足だと不完全燃焼を起こし、CO中毒の原因となります。

特に業務用の厨房はガスの使用量が多く、長時間使用するため、十分な換気が必要

#### 2. 換気の確認とレンジフードのお手入れ！

ガス機器を使うときや使用中は、換気扇や排気ファンが稼働していることを必ず確認してください。

換気設備・排気設備・ガス機器の給気口などに油污れやホコリが詰まっていますか??

給気不足により不完全燃焼が起り、COが発生する場合があります。

#### 3. 万が一に備え「業務用換気警報器」の設置

COは極めて毒性が強く無色無臭です。

気づかぬうちにCO中毒になると身体が動かなくなり死に至ることもあります。

業務用換気警報器はCOを感知して、ランプと音とでお知らせします。

#### 4. ガス機器の異常を感じたらすぐ連絡！

ガス機器の炎が安定しない・炎の色が赤い・においがするなどの異常を感じたときは、すみやかにガスの使用をやめてLPガス販売事業者に連絡してください。ガス機器は日頃からお手入れをしましょう。

(参考：経済産業省ホームページ)

「ガスを安全に使用していただくために」

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/gas\\_anzen/room/equipment/](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/gas_anzen/room/equipment/)

「ガスを安全に利用する4つのポイント」(パンフレット)

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/kouhou/gas\\_leaflet\\_blue.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/kouhou/gas_leaflet_blue.pdf)

問い合わせ先

経済産業省 九州産業保安監督部  
保安課 液化石油ガス係  
092-482-5469

### (3) 建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について

令和6年12月 当部から九州地方整備局から建設業者への注意喚起要請を実施しました。



建設業者の皆様へ（九州地方整備局からのお知らせ、パンフレットなど）

- ▶ [よくわかる建設業法](#)
- ▶ [建設業における適正な取引の推進に向けて！（発注者・受注者編）](#) **New**
- ▶ [建設業における適正な取引の推進に向けて！（元請・下請編）](#) **New**
- ▶ [公共工事の発注者の皆様へ（適正な工期での工事発注）](#) **New**
- ▶ [公共工事の発注者の皆様へ（適正な価格での契約）](#) **New**
- ▶ [民間建設工事を発注される皆様へ（適正な工期での工事発注）](#) **New**
- ▶ [民間建設工事を発注される皆様へ（適正な価格での契約）](#) **New**
- ▶ [インボイス制度に関する相談窓口一覧表](#)
- ▶ [ガス管損傷事故防止について（経済産業省九州産業保安監督部の要請により掲載）](#)

### (3) 建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について

The poster features a central illustration of a construction worker in a blue uniform and a blue hard hat with '安全第一' (Safety First) written on it. He is using a green power drill on a concrete floor. A yellow lightning bolt symbol is next to him, indicating a gas leak. To his left, a window is visible with a 'GAS' warning sign. Below the worker, two small cartoon characters are looking up in shock, with one saying '工事の前にガス管の確認、忘れてませんか?' (Before construction, didn't you forget to check the gas pipes?).

**ガスの  
あんしん  
合い言葉**

## ちょっと待て! そのすぐ下には ガス管が!?

**建物の改築・解体・給排水  
工事などをはじめる前に  
ガス管の位置確認を!**

**《工事の前に》**  
ガス管の位置やガスが通じていないことを  
必ず確認してください。

**《ガス管近傍で工事を行う場合》**  
あくまでも慎重に作業を進めてください。

**《不明な点は》**  
ガス事業者にご相談ください。

**《ガス臭いと感じた時》**  
火気や電動工具の使用を避け、  
すぐにガス事業者に連絡してください。

敷地内他工事におけるガス管損傷事故を防ぐために、ご協力をお願いします。

# (4) 住宅塗装工事等における一酸化炭素中毒事故等の防止について

**外壁塗装工事・外壁清掃工事・増改築工事をされる工事会社さまへのお願い。**

**⚠ 外壁の塗装工事等で、排気筒(煙突)・換気扇・給排気口・屋外式ガス給湯器等をビニール等で覆うときは入居者の方に**ガスの使用禁止**をお願いしてください。**

ガス機器、給排気筒等をビニールでお覆ったままガス機器を使用されますと、すぐに消えてしまったり、不完全燃焼による一酸化炭素中毒や、機器の異常着火による故障や火災の原因となり大変危険です。



給排気筒トップをビニール等で覆う

**入居者の方にガスの使用禁止のお願い**

管理人さまにもお打合せ  
共同住宅の塗装等で工期が長くなる場合には、管理人さまとの打合せの上、ガス機器の使用制限等について掲示板および回覧板等でお知らせしてください。

作業終了後はビニール等の覆いを取り除いてください。

**ビニール等で覆ったままガス機器を使用すると大変危険です。**

**危険ケース1** 不完全燃焼による一酸化炭素中毒の原因になります。  
CO

**危険ケース2** ガス機器の故障の原因になります。  
ガス機器が燃焼できなくなり、未燃ガスが滞留してしまい、連続点火操作により着火するとガス機器が爆発・火災に至る場合があります。



ビニール等で覆う



ビニール等で覆う

## 5. その他参考事項

# 保安ネット利用のお願い

## 保安ネットとは？

産業保安分野における一部手続きについて、インターネット上で提出・確認を行うことができる。

## 電子届出の対象となる手続き（液石法関係）

業務主任者の選解任（液石法施行規則第22条）

（様式第10）

液化石油ガス設備士養成施設指定申請書（液石法施行規則第92条の2）

（様式第49の2）

指定試験機関の指定（液石法施行規則第121条）

（様式指定なし）

液化石油ガス販売事業報告（液石法施行規則第132条）

（様式指定なし（様式1））

保安業務実施状況報告（液石法施行規則第132条）

（様式指定なし（様式2））

認定液化石油ガス販売事業者状況報告（液石法第35条の7）

（様式第27）

簡易申請

PDF化した各種申請書類の送付に利用できます。

## 保安ネット利用時の利用アカウント

- ◆保安ネットを利用する際は、Gビズ I Dのアカウントが必要です。事前にアカウントを取得してください。
- ◆Gビズ I Dに関する詳細については、Gビズ I Dホームページ（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）をご参照ください。

## 利用アカウント毎の参照権限

- ◆利用するアカウント毎に保安ネットにおける手続きの参照権限が異なります。
- ◆いずれのアカウントでも保安ネットにて手続きの提出が可能です。

アカウント名	参 照 範 囲
g B i zプライム	同一法人及び個人事業主のg B i zメンバーが提出した届出の内容・結果が参照可能
g B i zメンバー	同一グループ内の他メンバーが提出した届出の内容・結果が参照可能
g B i zエントリー	自身のアカウントから提出した届出の内容・結果のみ参照可能

## ログインについて

- ◆電子届出を行う場合は、「保安ネット」のポータルサイトから「Gビズ I D」を利用してログインを行います。
- ◆利用するブラウザは「Google Chrome」を推奨します。  
なお、その他のブラウザも利用可能ですが、画面が正しく出力されない可能性がありますのでご注意ください。

## 保安ネットの機能について

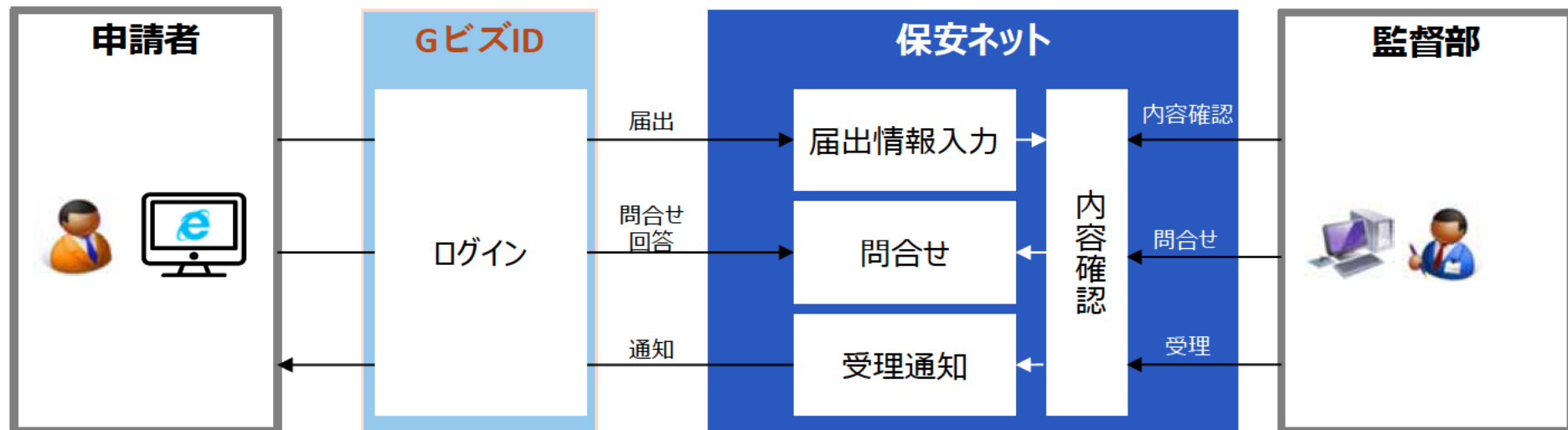
- ◆電子届出の具体的な機能・操作方法については、「保安ネットポータル」  
([https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/hoan-net/](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/))  
内の「パンフレット」「保安ネット操作マニュアル」をご参照ください。

# 保安ネットの概要説明 (1/2)

事業者がインターネットから一部届出について電子届出を行うと共に、所管監督部等がその内容の確認等を行うシステムとして保安ネットを構築しています。

事業者の方が電子届出するにあたっては、予め「GビズID」を取得いただく必要があります。

保安ネットのサービスイメージ



# 保安ネットの概要説明 (2/2)

申請者用アカウントは、「G Bizプライム ID」「G Bizメンバー ID」「G Bizエントリー ID」の3種類あり、ガス事業ではどのIDでも届出の提出が可能です。

## アカウント概要



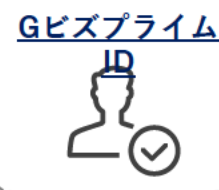
実際のWeb画面



## アカウント種別

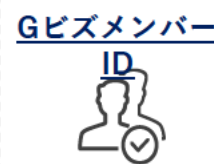
法人

個人



法人代表者印が押印された紙の申込書と、法務局発行の印鑑登録証明書を照合し、法人代表者の本人性が確認できた場合、発行。  
(上記対応によりG BizエントリーIDからの変更も可)

個人事業主の実印が押印された紙の申込書と、自治体発行の印鑑登録証明書を照合し、個人事業主の本人性が確認できた場合、発行。  
(上記対応によりG BizエントリーIDからの変更も可)



法人又は個人事業主の従業員用のアカウント。作成時、gBizプライムIDによる承認・発行が必要となる。gBizプライムIDの発行時に、本人性を確認している。



法人代表者の厳格な確認は行わず、オンラインで発行。(但し、法人番号情報の入力が必要)

個人事業主の厳格な確認は行わず、オンラインで発行。

## 保安ネットに関するお問い合わせ先

### ◆ Gビズ I Dに関するお問い合わせ先

#### Gビズ I Dヘルプデスク

電 話 06-6225-7877

受付時間 平日 9:00~17:00

### ◆ 保安ネットの操作方法、不具合等に関するお問い合わせ先

#### 保安ネットヘルプデスク

電 話 050-2018-8381

受付時間 平日 9:00~18:00